

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(TBT 協定) 5.6.1 に基づくものです。〕

### IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針について

下記のとおり、IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針を策定する予定ですので、お知らせします。

#### 記

1. 件名

IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針案

2. 対象品目

インターネットに直接接続されない製品も含め、インターネットプロトコルを使用する通信機能を持つ IoT 製品 (利用者がソフトウェア製品等により容易にセキュリティ対策を追加することができる汎用的な IT 製品 (パソコン、タブレット端末、スマートフォン等) は対象外)

3. 趣旨及び目的

IoT 製品の数が急速に増加するとともに、IoT 製品を狙った攻撃も増加傾向にあるなど、IoT 製品の脆弱性を狙ったサイバー脅威が高まっている。こうした背景を踏まえ、諸外国では IoT 製品のセキュリティ対策に関する制度検討が進んでいる。

諸外国の取組も踏まえつつ、我が国においても適切なセキュリティ対策が講じられている IoT 製品が広まる仕組みを構築すべく、複数の適合性評価レベルを用いた任意制度の方針案を示すもの。

4. 正式案内

2024 年度半ば (7 月～9 月頃)

5. 制度の一部開始

2024 年度中 (2025 年 3 月想定)

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号  
経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課  
メール: bz1-cyber-madoguchi@meti.go.jp

7. 意見提出期限

WTO・TBT 通報から 60 日後